

第87回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 令和元年6月7日（金）9:30～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎3階第1会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、北村 行伸、野呂 順一、宮川 努

【専門委員】

宮川 幸三（立正大学経済学部教授）

【審議協力者】

総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、東京都、埼玉県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室：倉田室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内国際統計企画官
ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは定刻ですので、始めさせていただきますと思います。ただ今から第87回、商業動態統計調査の部会としては第3回になります、サービス統計・企業統計部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、9時半のスタートにもかかわらず御出席いただき、ありがとうございます。

本日は、5月31日の第2回の部会に引き続いて、商業動態統計調査の変更について審議いたします。

前回の部会では、第1回の部会以降に指摘のあった事項について審議を行った後で、報告者の見直しまでを審議いたしました。しかしながら、裾切りや母集団情報の更新等を中心に多くの意見、御質問をいただき、また、これらの変更事項が相互に関連していたということもあって、いずれも部会として整理の方向性についてまだ結論が得られていないという状況でございます。このため、本日は、まず、前回の部会における御質問等に対して、調査実施者の方から追加説明を受けた後で、裾切り調査の導入や母集団情報の更新等につ

いて、部会としての整理の方向性を確認した後で、今日の資料番号で言うと2になりますけれども、審査メモの9ページの(2)の水準調整について確認審議を進めたいと思っております。

それでは、まず、本日の配布資料につきまして、事務局から確認をお願いします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日の配布資料につきましては、議事次第にございますとおり、まず、資料1が調査実施者である経済産業省からの説明資料になります。資料の内容ですけれども、本日の部会で主に審議いたします水準調整につきまして、第1回部会で分厚い資料集をお配りしておりましたが、そちらから一部内容を差し替えた抜粋版をお付けしております。また、それに加えて、第2回部会でお配りした資料について一部差し替えがあるということで、こちらについても後ほど調査実施者から御説明させていただきたいと考えております。

次に、資料2としまして、第1回部会から引き続きお配りしております審査メモ、資料3としまして、審査メモに対する調査実施者の回答となっております。また、参考資料といたしまして、第2回部会で配布いたしました経済産業省の追加説明資料を参考としてお付けしております。

また、資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿をお配りしております。また、委員、専門委員の先生の机には、第1回部会であった分厚い参考資料集もお配りしております。本日、抜粋版を資料1としてお付けしておりますので、基本は使用しないかと思いますが、もし何かあればお使いいただければと思います。

資料に過不足等ございましたら事務局にお申し出ください。

事務局からの説明は以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして、私から2点申し上げます。

まず、審議の進め方についてです。冒頭触れましたように、今回で3回目の部会となるわけですが、多くの事項について、これまで方向性ないしは結論が得られていないという状況となっております。このため、本日の部会で答申案の方向性まで整理するということは、多分無理であろうと思われるので、予備日として予定しておりました6月14日に4回目の部会を開催させていただきまして、できれば答申案は、その場で取りまとめたいと考えております。その点、御了解いただければと思います。それが1点目です。

2点目は、本日の審議は9時半スタートで、12時までを予定しておりますが、審議の状況によっては若干時間を過ぎることもあるかと思っております。その場合には、予定のある方は御退席いただいて結構です。あと、宮川委員は11時半で御退席ですか。

○宮川（努）委員 いえ、今日は大丈夫です。

○西郷部会長 今日は大丈夫ですか。ありがとうございます。

それでは、12時を終了予定という形で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、審議に入りたいと思っております。初めに前回部会までの審議を踏まえて、調査実施者から追加の説明をお願いします。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 よろしくお願ひい

たします。

それでは、今日は水準調整の話が主となりますが、あちこち資料を御覧いただきなくてもよいように作成した資料1、第84回サービス統計・企業統計部会の資料3別添を抜粋した資料で御説明させていただきます。

まず、前回指摘がございました資料の訂正でございます。最後の123ページを御覧ください。前回お示した3-7表の平成26年と28年の機械器具小売業の母集団数に疑義があった件でございます。資料を確認いたしましたところ、平成26年と28年の表を並べて記載しましたが、それぞれ参照した表のベースとなるものが違っておりました。今回は、平成28年のセンサス特性値のみ掲載させていただいております。この表自体は、前回と変わっていない表でございますが、こちらを御覧いただきたいと思っております。

この平成28年の表は、平成28年経済センサス-活動調査の卸売業・小売業編の第4表、第4表というのは産業細分類まで格付けしている表でございますが、そこから丙、丁を除いた母集団となります。この表で、機械器具小売業をみると、変動係数が大きく、分散が他の業種と比較して大きいため、サンプル数も多くなっています。これは、センサスの母集団の特性によるものだということが、お話ししたかったことでございます。

総務省統計局に調べていただくこととなっておりますが、大変申し訳ございませんでした。この表は、単表でみるということで訂正させていただきたいと思っております。

また、表の参照間違いがありましたので、今回の説明用資料の全部の表を見直しさせていただきました。話がそれてしまうのですが、資料集の右下78ページの表を御覧ください。これは、平成28年センサスと商業動態統計調査の比較をしている表でございます。この表の272その他の小売業と、273医薬品・化粧品小売業の表側と数字がずれていましたので、修正させていただきます。この資料集には、シミュレーションとして、卸売業計、小売業計も見たいという指摘もございましたので、卸売業計、小売業計も追加させていただいております。

訂正につきましては、以上でございます。次に、前回の部会までに追加説明を求められた事項でございますが、裾切りの導入において、推計手法の確立とセットで整理すべきという御指摘がございました。ただ、その検討につきましては、一定の時間が必要となります。経済構造実態調査と経済センサス-基礎調査を活用して母集団名簿を更新することにつきましても、調査の実施状況を踏まえる必要もございます。また、集計時における廃業の取扱いについては、西郷部会長からも廃業はゼロとすべきではないかとかいう御指摘もございましたが、これらも含めて、よりの確な商業動態の把握に向けた検討が必要となりますので、少しお時間をいただいて検討してまいりたいと存じます。本日及び次回でその整理をすることが厳しい状況でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。資料の名前は水準調整となっておりますが、ただ今の御説明は前回いただいた御質問等への回答、追加的な説明ということですので。まとめると、前回、裾切りを導入することと抱き合わせで、推計の方法まで示していただいたわけですが、前回の部会では、裾切りを導入して、なおかつ前回提示された推計方法で推計して、それで大丈夫だという確信が得られるまでの証拠が現時点ではないのではないかと指摘さ

れていました。そこで、実施者でもう1回検討していただいたのですが、まずは数字の資料に少し訂正があったことと、それから卸売業、小売業計の数値が追加されたということなので、それはどこを見れば分かりますか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 本日本日お配りしている資料1の第84回サービス統計・企業統計部会資料の別添の抜粋という資料で、「水準の調整」という資料集の右下90の2、別添6-3〈追加〉でございます。これは、卸売業、小売業の従来型のシミュレーションをしてみたらどうかということで、仮にシミュレーションしてみたものでございます。今回は、業種別の資料を御提出させていただいたのですが、卸売業計、小売業計で見てみたらどうかという御指摘もございましたので、追加で提出させていただいております。また、資料右下121の2として、別添6-11の最後にも追加資料がございます。ベンチマーク変更後の比推計計算を試算したものでございますが、こちらにも商業計、卸売業計、小売業計を追加いたしました。

先ほど申し上げるのを失念してしましまして大変申し訳ございませんが、その次の122ページにつきましては、西郷部会長から、裾切り部分の推計方法についての手順を示したものを提示してほしいという御指摘がございまして、資料を追加させていただいております。

○西郷部会長 これも説明をしていただけますか。前回、私も途中から自信がなくなって、一応理解しているつもりではあったのですが、従来型で母集団そのものを縮小して推計した場合というのが現状と記載してある一番上のものだと思います。そこから何らかの意味で裾切りをする部分の推計まで含めた計算がそれ以外のところで行われていて、一番下の4が、伸び率を計算するときに層別をせずに全体の伸び率を裾切りする部分に掛けてしまうというやり方とか、この表を少し詳しく説明していただけますか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 まず、この表は、産業小分類の「040 衣服・身の回り品卸売業」を事例とさせていただいております。表の1番上の「現状」が先ほど部会長から御説明がありました基準年の数字に前月比、当月、前月ともに回答があった事業所の販売額の伸率を掛けて、比推計をし、求めたものでございます。

2番目は、裾切り部分を推計しないもので、卸売業ですと9人以下を裾切りですので、1～9人のところをゼロとしまして、それ以外の当月前月の伸びについて、ただ伸ばして、裾切り部分を切っています。単純にそれを積み上げていくというものでございます。

それから、3番目は、直近上位規模の伸び率、1～9人の直近上位規模は10～19人でございます。1～9人の伸び率、b列でございますが、0.941104という10～19人の伸び率をそのまま1～9人に当てはめて、例えば、aのところの39という数字に0.941104を掛けて、次の月のcの36という数字を求めて、それを毎月毎月繰り返していくというものでございます。

それから4番目は、全体平均の伸び率での推計ですが、これは1～9人以外の10～19人、20～49人、50～99人、100～199人、200人以上とそれぞれの当年前月の伸び率を単純に加重平均しまして、その平均値であります1.002890がb列にございます。これを掛けて、cの

最下位層の1～9人を毎月推計しているものです。

○西郷部会長 ありがとうございます。

以上で前回の御議論に対する説明になりますが、いかがでしょうか。今ちょうど開けていただいているので、資料1の122ページのところで、前回どのような議論が行われたのかということ私なりに整理させていただくと、今、実施者からも御説明がありましたが、現状の集計が一番上のところで、これは伸び率を利用した発射台からどんどん毎月、毎月の売上高、販売額を推計するというものです。もしこれで1～9人のところが裾切りされてなくなると、その部分をどうするかということが問題になるわけです。

2番目は、裾切りをするのだから、そこは推計の対象から外してしまっていて、一切何もしない、ゼロとするやり方です。これだと、当然のことながら全体の販売額の推計値より、かなり低い集計結果とならざるを得ない。それをよしとするかどうかは、また別に議論かと思いますが、1つの整理としてはそういう、対象範囲を絞ったのだから、その絞った対象範囲についてだけ推計するのが1つのやり方であろうという試算が示されています。しかし、経済産業省のオリジナルのアイデアでは、そのように1～9人の部分をゼロにすると、今まで使ってきた商業動態統計との接続の面からもなかなか使いづらいものになってしまいます。

そこで、出された案は、122ページの説明とは順番が違いますが、4番目の1～9人の部分も発射台の数字は経済センサス等で得られるので、それに全体の伸び率を掛けるというようなアイデアであったわけです。そうすると、一応全体の伸び率とその裾切りした部分の伸び率が等しければ、おおよその推計はできるだろうというのが経済産業省から最初に出された案であったわけです。その提案に対し、第1回部会の際、伸び率は層によって、従業者規模によって大分違うのではないかと指摘がありました。このため、経済構造実態調査で予定されている直近の階層の伸び率を使って、なるべく裾切りする部分の伸び率に近いであろう層を使って推計した結果が、3番目のところに記載です。前回の部会では、4番目として、全体の伸び率で推計した場合と、3番で推計した場合とでどれぐらい本当の結果との差があるか、シミュレーションですので、本当の値を使用して、そのような試算をしていただいたわけですが、4番目の方が全体の伸び率と裾切りする部分の伸び率には差があるので、過大推計になってしまったとの説明でした。

この衣服・身の回り品卸売業の例だけを見ると、裾切りする部分の伸び率は、必ずしも全体の平均よりも小さくなった、大きくなったという傾向はないのですが、卸売業全体とか、小売業全体で見ると、前回の試算では少し大きくなっていったということです。それが3番のやり方にする、つまり直近上位の階層の伸び率で1～9人の部分を推計してみるとどうなるかという試算をしていただいた結果、衣服・身の回り品卸売業の場合には、直近上位の層の伸び率が比較的近いものになっているので、おおむねうまくいっているように見えるのです。一方で、前回試算していただいた結果で、卸売業と小売業を比べると、卸売業に関しては一番下の4番目のやり方でやる場合よりも大きめの推定値となり、真の値に近くなるというような証拠が出てきたわけですが、小売業に関してはあまりその効果がなかったということです。また、卸売業に関しても、確かに4番目のやり方よりは改善

が見られたものの、その改善が十分かどうかはまた別の議論となります。先ほどの経済産業省の説明は、その試算を受けて、また部内で検討していただいた結果、現状では裾切り部分をうまく推計する、つまりどのように推計すれば比較的安心して使えるかという方法がまだ見つかっていない。それを見つけようとすれば、かなり時間をかけて検討する必要があるであろうということでした。

もう1回繰り返しになりますが、今は裾切りについて議論しているわけです。最初は、裾切りを前提にして推計方法をこのようにしますという御提案があったわけですが、今回は、裾切りの導入も含めて、もう1回きちんと検討する時間をもらいたいというのが、経済産業省からの説明になります。つまり、今回は、最初に提案したような変更は実行しないという説明になっています。

本当は、もっと審議を進めてからの方が話し合いやすいのですが、そろそろ、1つ1つ決めていかなければいけないということで、細切れの議論となり、かえって皆さんは意見が述べにくいかもしれません。

どうぞ。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 一助になればと思って発言させていただければと思います。先ほど経済構造実態調査に言及がございましたが、私はそちらの担当もしておりますので、それについて、簡単に言及させていただければと思います。

経済構造実態調査は、売上高という基準で上から8割を調査し、その結果から下の2割を推計する予定です。これまでの標本調査と違って、層別の拡大推計をするのではなく、2割の層をどのように推計するか検討を続けておりました。統計委員会や部会の場におきましても、その下位2割層に近い階級の結果を活用し、何かしら推計できないか。また、今、我々もより精度が安定する、結果が良くなるというよりはより安定する推計手法はないかという検討を続けているところでございます。一方、商業動態統計調査で階級を区切る基準は、従業者数を使用されているようですが、そもそも従業者数の階級と売上高の伸び率に相関がどこまで高いのかというのはきちんと見た方がよいのではないかと考えております。経済構造実態調査は、あくまでも売上高の階級と売上高というところ、相関が1だというような推計手法で8割層から2割層を推計しておりますが、基本的な裾切り調査は、調査していないところをバーチャルに作るという形になります。本来であれば、ある種標本調査ではあり得ないという手法になっていると認識しておりますので、そこはかなり相関が高いといいましようか、関連性が高いからこそできる裾切りの補ていと。私は推計というよりは補ていと思っているのですが、補ていの手法だと御理解いただきたくて、その中で1～9人というところをもし従業者で裾切りするのであれば、何かしらより丁寧な検討が必要なのではないかというのを経済構造実態調査の担当としても思うところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

多分、今の状態で意見を出せと言われても、困られるかと思っておりますので、今日は何を決めなければいけないのかをお示しします。まず調査方法の変更、調査対象の範囲の変更、

それから、報告者の見直しについてです。調査対象範囲の変更は、裾切りに関することです。

最初の調査方法の変更に関しては、民間事業者の導入が大きな柱というか中心になるわけですが。それについて、本日一応の結論が得たいことと、それから、調査対象範囲の変更です。こちらが裾切りを導入するかどうかという話に加えて、母集団情報の更新を行うか行わないのかということと、母集団情報の更新を行う場合でも行わない場合でも、サンプルサイズを大体どれぐらいにするのかの検討が報告者の見直しになっています。これについては、前回の部会で議論していただいた部分ではあるのですが、それについて、前回の部会ではいろいろな意見が出て、今、実施者から追加的に御説明をいただいた形になっています。

ただ、追加的な説明だけでは、どなたの質問のどこに対応しているのかが分かりにくいという感じもしますので、今、申し上げた調査方法の変更、調査対象範囲の変更、そして、3番目に報告者の見直しに関して、私の理解する限りで前回までの部会の内容、それから、今日の追加的な説明の内容を踏まえた上で、これが部会の結論としてある程度妥当ではないかという意見を申し述べさせていただいて、それについて委員の方々から、それが果たして本当に部会の議論をうまく踏まえたものになっているのかについて、御意見をいただく形にしたいと思うのですが、それでよろしいですか。今の段階でもし何か質問等がございましたら。

北村委員、お願いします。

○北村委員 今の裾切り、別添2-8の説明ですが、幾つかもう少し丁寧に検討した方がよいと思います。それで、裾切りのない現状と比べて、直近の上の10~19人のところで比べるのか、それとも全体で比べるのかというのは、確かにもう少し見ないと、年によってもばらつきがあり、多分業種で、卸売業と小売業でも違うでしょうし、年によっても違うと思います。既に情報がある部分について、それに近いサイズのところと、どのように伸び率が変わっているのかをもう少し検討して、本当に誤差率がどれぐらいあるのかなど統計的な分析をした上で、判断するべきだと思います。直感としては、1~9人のところはそれ以外の層と何か違う行動をしているはずだから、切ってしまうとその情報がとれなくなるという話だったので、そこは本当にもう少し丁寧に議論していただいて、説得的な情報を出していただきたい。それから、1~9人の小さなサイズのところもサンプルの脱落はあるはずですが、答えていないところがあるはずなので、真の値と言えるのかどうかというのはあるので、本当にその範囲に入っている全企業がどれぐらいの伸び率を示しているということも議論しないとイケないのではないかなと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

どうぞ。

○宮川(幸) 専門委員 その次のページの別添3-7の差替えについては、そもそも平成26年から28年にかけて裾切りをしても、サンプルサイズが大きくなるということを議論していた際に出たものと記憶しているのですが、その結論は変わらないということでしょうか。つまり、平成26年は別のものだったというお話でしたけれども、そこはいかがでしょ

うか。

○西郷部会長 調査実施者からお答えいただけますか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 前回お示しした平成26年商業センサスの表は1表ベースで作成しておりました。別添3-7の平成28年経済センサス-活動調査の特性値は4表ベースとなり、今回、平成26年商業センサスで4表ベースの表が作れなかったため、傾向としては変わらないので、ミスリードを避けるため削除したものです。サンプルサイズが大きくなるのは母集団の特性と考えています。

○宮川（幸）専門委員 この情報を基にサンプルサイズを決定していたわけではないという趣旨ですか。

○西郷部会長 前回示していただいた試算は、平成28年ですから、今日御覧いただいている母集団名簿に載っている情報を基に、サンプルサイズを計算しているということですね。だから、計算の結果は不変であると。

○宮川（幸）専門委員 そうすると、平成26年までのサンプルサイズの計算は、どうしていたのですか。

○西郷部会長 増えたというときの、平成28年に変えた後の数字は動かない、同じ情報を使って計算しているのだから動かないというのは分かった。だけど、増えたといったときの平成26年の方の数字、「増えた・減った」というときの基準になる基の数字は、今回、精査していただいた結果変わったのか、変わっていないのかということですね。

○宮川（幸）専門委員 はい。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 平成26年の表は26年の商業センサスでやっていて、そこは変わっていない、やり方は一緒です。

○西郷部会長 同じベースの表が作れないのにどうして比較できるのだというのが、多分、宮川幸三専門委員の次の質問だと思います。

○宮川（幸）専門委員 多少そこが心配ではあります。

○西郷部会長 結局、結論を先取りするような形になって、裾切りの導入はやめるという話になり、標本の設計も全部最初からやり直すという形になるので、前回の部会で出た「増える・増えない」という議論を今ここで繰り返しても、あまり実りはないことになるかもしれません。

あと、ちょうどいいところで宮川幸三専門委員の質問があって、今御覧いただいている別添3-7、右下が123ページとなっている機械器具小売業のところですか。ここだけ異様に変動係数が大きいということですが、これは中身を見ると、機械器具小売業って本当にいろいろなものが混じっていて、例えば携帯ショップのようなものも含まれている。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 そうです。

○西郷部会長 携帯ショップも入っているし、家電量販店みたいなものも入るしということで、何か産業分類の在り方として、特に宮川幸三専門委員、サービス業の生産物分類に関わられたので、どうもここの機械器具小売業の分類は、特に商業動態統計のような調査を実施する場合にはあまり使いやすい分類になっていないのではないかという気がしているのですが、ここは専門家の目から見てどうですか。

○宮川(幸) 専門委員 私もまさにそのとおりだと思っているところでありまして、ただ、これは産業分類を、どのように検討していくかという大変重大な問題なので軽々しいことは言えないと思います。現状ですと、業種みたいな分け方、例えば、各種商品卸売業・小売業、という話と、何を売っているかという話で分けている部門が混在しているところに問題があると思います。ここは機械器具で、その中で家電を除くみたいなどころがあったりしますよね。家電も入っているのですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 家電も入っています。

○宮川(幸) 専門委員 物によって分けているので、結局、全く違う産業というところでも、同じ物を売るという話になっているわけです。ですから、そこを変えなければいけないということがあります。個人的な意見としては、生産物分類で何を売るかを決め、産業分類はどんな設備で、どういうシステムで売っているのかを決める。例えば、ネット販売しかしていないというのも、むしろ生産技術に関するところかもしれないので、商業は生産物と産業をリンクさせて、整合的なように大規模な改定をしないと、調査も大変だと思います。そうしないと、使う方も使いにくいし、あとはマージン率等との推計にもいろいろな問題が生じているのではないかと考えています。

答えになっているか分かりませんが。

○西郷部会長 多分、商業といった場合には、需要サイドというか、消費者とか中間財で使う場合もあるので、財の作り方というよりは売り方の方で分類を考えないと、なかなか難しいと思うのです。現在の産業分類を見ると、大体何を売っているかということで分けてあるので、それで販売額や何かの推計をしようとする、なかなかそれに合った分類とは必ずしも言えないということになっているのかなと思ったのです。そこはあまり経済産業省の一存だけで決められるような問題でもないです。ありがとうございます。

というわけで、話が横にそれましたけれども、また戻らせていただいて、ほかに何か御質問はありますか。

○野呂委員 思いもよらない展開についていけなかったのですが、そもそも諮問第129号は3つポイントがあったと思います。1つは5人未満、10人未満の裾切り、もう一つは、経済センサス-活動調査の最新版を母集団にすることと、最後はこの調査員調査をやめて全面郵送・オンライン調査を導入するという。1番目について引き続き検討し、今回の諮問から外されるということで、そのことについては特に異存はないのですが、その場合は、裾切りする予定だったところについても、調査員調査をやめて、郵送ないしオンライン調査にする計画ということですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 はい、そうです。

○西郷部会長 という御回答です。それでよろしいですか。大分大きな変更なので。

○宮川(努) 委員 御心配なのはあれじゃないですか。

○野呂委員 回答率への影響はどの程度ですか。

○宮川(努) 委員 そう。5人未満とか、10人未満のところオンラインに対応できるか

どうかをどう考えておられるかというのを、今度は聞いておいた方がよいのかということではないかと思うのです。

○野呂委員 回答率のところはどう見ているのですか。

○西郷部会長 今、御回答いただけるのであればお願いします。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 オンラインだけではなくて、郵送でも調査をいたしますので、オンライン回答が得られない場合は、督促を何度も続けて郵送回答をお願いする、民間事業者だけでだめな場合は、経済産業省からも督促するということかと思えます。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 多分、今回、本日の冒頭の経済産業省からの状況説明を踏まえると、報告者の数については改めて検討していただくことになるものと考えております。御指摘のように小規模事業所、裾切りする予定だった事業所の回収率をどう見込むかとかいうようなところも含め、再度御検討いただくこととなります。その点については、改めて実施者において精査していただいた上で、追って別途申請してもらおうという手続になろうかと思えます。

○野呂委員 14日（次回部会）ではないということですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 14日ではなくてということでございます。今般の諮問に対する答申が得られた後に、1か月後になるのか、2か月後になるのかはともかくといたしまして、経済産業省で再度、基本的な標本設計、回収率、それから、督促等を考えた場合の実査の制約等を含めて、精査していただいた上で改めて申請していただき、その妥当性は、別途御議論いただくことになろうかと思えます。

○野呂委員 そうしますと、郵送ないしオンラインに変えて、かつ2万2,000事業所にするという3つ目の諮問については、今回の答申の中ではどこまでを是とするか。例えば、裾切りをやめると、2万2,000という事業所数も変わってきますよね。それは今回の諮問の対象ではないという理解でよろしいのですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 諮問いただいた後に状況の変化がございましたので、諮問審議をしていただいた結果、多分、ここは今後の整理次第では、郵送・オンライン調査という調査方法の変更までは異議がないということになっても、裾切りをやめることによって、再検討の結果、対象数は若干変動が見込まれますので、数については改めて検討すべしという答申になり、それを踏まえて、再検討していただく段取りになろうかと思えます。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 審査メモの5ページを御覧下さい。調査対象の見直しについては、当初説明したとおり、平成29年7月から商業統計調査を使った母集団情報、これが現状の裾切りをしていない調査対象になるのですが、変更申請の漏れがございまして、裾切りをしていない2万事業所の部分は、事実上、これで調査をしてしまっております。その後、令和2年3月分調査から、裾切りを行った後の標本設計になります。今、審査官から説明があったのは、令和2年3月分以降の2万2,000事業所、経済センサス-活動調査を使ったこの部分となります。具体的に言いますと、乙調査で1万5,000事業所となっておりますが、ここの部分が裾切りする部分を落とした形で標本設

計したものと理解しておりますので、ここの部分の再検証が必要であると考えております。ここの部分については、今回、諮問の対象としてはもう既に変更申請が出てきておりますので、再検討が必要であるという形で整理するというのではないかと理解しております。ただ、それ以前の報告者数が2万の部分については、これには裾切りの部分は入っておりませんが、事実上これで調査をしておりますので、ここの部分については、今回の調査計画に問題がなければ、御結論をいただければということになるかと考えております。

以上でございます。

○西郷部会長 野呂委員は、今の御説明でよろしいですか。

○野呂委員 民間事業者を使って郵送ないしオンラインの箇所については、方法はよしとしても、回収の精度はどうか、あるいは2万2,000プラスアルファのアルファはいくらか等の幾つかの問題もあり、追加でまた検討するという審議途中の結論のような形で今回の審議が終わるとの理解でよろしければ、理解しました。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

実は今、野呂委員に半ばまとめていただいた形になってしまいましたが、一応私が前回までの部会と今日の御議論を伺った上で、調査方法の変更に関しては、このようにまとめたらよいかと思っていることを申し上げます。

まず、調査方法の変更に関しましては、民間事業者を活用する。もう既に一部活用されているわけですがけれども、その活用範囲を拡大することと、それから、調査員調査から郵送・オンライン調査に切り替えることが大きな変更事項となっているわけです。まず、民間事業者の活用の拡大につきましては、これまでに御議論いただいて、都道府県からも特段の異論はございませんでしたし、支障等も確認できませんでしたので、実査を担う地方公共団体の負担軽減や調査の効率化という観点から、適当と整理できると思います。ただ、裾切りをやめることになったので、宮川努委員や北村委員からも御懸念が示されたとおり、調査員調査と比べると、回答率等が大分下がる。特に規模の小さい事業所に関しては、回答率が下がる可能性があるだろう。そういう懸念事項はあるのだけれども、民間事業者の育成やノウハウの蓄積という観点から、これまでに導入してきた民間事業者の活用範囲を更に拡大することは一応適当と整理する。更に複数年契約の可能性も部会の中で示唆されていたと思いますので、それについては、答申の中で触れる形で求めたいと思っています。

それが民間事業者の活用の拡大について、一応ここでは是とする。ただし、回答率の低下等に備えて、経済産業省から、その活用の結果がどのようなであったかに関して、きちんと事後的に民間事業者の活用による調査結果の影響分析等を行って、統計委員会に報告していただくという形で、それを条件にして民間事業者の活用の拡大は、部会として是とした形にしたいと思います。

それから、調査員調査から郵送・オンライン調査への変更に関しては、従来の調査員による新規事業所の把握が、調査員調査をやめることによってできなくなる心配はあるのですが、これについては、後ほど報告者の見直しのところで併せて整理したいと思います。確かに調査員調査をやめることによる心配な面がある一方で、特に規模の小さなところで接近することを考えた場合には、調査員ではなかなか接近できないところに関しては、む

しろ郵送調査の方が、そのアクセスだけを見ると調査員調査に勝るような面もございます。両面あるので、恐らくはこれまでの経験から、そういう特に小規模の事業所に関しては、郵送・オンライン調査を導入すると、回答率が下がるという面もあると思いますが、後で議論していただくように、裾切りをせずに、今までと同じように小規模の事業所の調査を続けるとなると、調査員調査は、調査員の方が行ってもなかなか出てきてくれないという面もあって、調査全体の負荷が結構高くなっている面も一方ではあります。ですので、従来の調査員調査による調査に代えて、郵送・オンライン調査への変更は、一応適当と整理したいと思うのですが、いかがでしょうか。

裾切りをやめる前提でこの話をしていないので、実はかなり大きな判断をしている格好にはなるわけですが、委員の方々、今のところはどうかでしょうか。後の議論を先取りするような形で話をしているところがありますが、特に裾切りはしないことを前提としたときに、調査員調査ではなく、郵送・オンライン調査に変えることについては、私は導入してもよいのではないかということで、一応、原案を作っております。委員の方からいかがですか、北村委員、何かございますか。

○北村委員 それでよいと思います。賛同します。

○西郷部会長 ほかの委員の方はいかがですか。野呂委員。

○野呂委員 私はもともと郵送に変えるのであれば、あえて裾切りする必要はないのではないかと考えていたので、今回の変更だけを考えましたら、理解しやすい形になったように思います。あとは郵送に変えることの民間事業者も含めた影響や、母数については、改めてしっかりまた検討してほしいと思います。

○西郷部会長 宮川努委員。

○宮川（努）委員 基本的には私も賛成ですが、このように調査方法を変更したときに、断層の問題とか、連続性の問題を後でどのように報告していただけるのかとか、検討していただけるのかは、確認しておいた方がよいのではないかと思います。

○西郷部会長 先ほども民間事業者の活用の拡大というところで、民間事業者が入ることによっても断層は生じ得るものなので、それについてきちんと事後的に影響分析を行って、それを統計委員会に報告していただくことを申してあります。それと併せて郵送・オンライン調査に変更したことによって、どれぐらい調査の結果に影響があったのか、なかったのかということについても、統計委員会には報告していただくこととなります。そういう形でよろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。

○宮川（努）委員 宮川専門委員は。

○宮川（幸）専門委員 賛成です。

○西郷部会長 それでは、何度も同じことを繰り返すようですが、調査方法の変更に関しましては、民間事業者の活用の拡大について、これを是とする。郵送・オンライン調査の導入についても是とする。ただし、生じる可能性がある断層等に関しては事後的にきちんと影響分析をして、統計委員会に報告していただく形でまとめたいと思います。

ありがとうございます。

それでは、次に、調査対象範囲の変更、裾切りを導入するかどうかについては、既に先取りして結論を申しあげているような形となっておりますが、今回、経済産業省で裾切りを行った場合の推計、ないしは補定するということも含めて、いろいろと検討はしていただきました。けれども、商業販売額全体を推計することを目標、維持することを考えたときに、裾切りを導入して、なおかつそれを補定ないしは推計することにより補えるか、今までと同じ結果を提供できるかを検討していただいたわけですが、現段階では、部会としてこれで大丈夫だというような賛同を得られてはいないと私は考えます。

ですので、今回の答申では、今後、裾切りの導入を行うとしても、今回の導入は、ひとまず見送ることにして、裾切りを導入することが必要であれば、学識経験者等の知見も活用しながら、検証・検討することが必要である。今回は、それを導入するにはあまりにも準備不足であろうということを、部会の結論にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、調査対象範囲の変更に関しましては、原案は裾切りの導入でしたが、部会の結論としては、導入は、現在の検討状況ではまだまだ時期尚早である。もし将来それが導入されても大丈夫だという証拠が得られたら、また部会で話し合うが、今回の部会では、裾切り導入は見送ることを結論としたいと思います。ですので、オリジナルの変更計画については修正が必要であることを結論としたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、3番目の報告者の見直しについてです。裾切りの導入が見送られることから、報告者の対象範囲も自動的に変わることとなります。まずは、母集団情報の更新、ここも幾つか論点があって、母集団情報の更新を行うかどうかということですが、これに関しては、前回の部会で話し合っております。つまり、母集団情報が一部だけ更新されるということもあるが、今の母集団情報がどんどん古くなっていくのをそのまま放置しておくのもよくない。商業動態統計調査の調査対象である商業、特に小売業の方は変化が激しいので、なるべく母集団情報は新しいものを利用するのが原則であると思っております。そこで、今回、オリジナルの変更案では、母集団情報の更新を行うことを計画していたわけですが、その点については、更新するという結論でよろしいですか。

一方で、母集団情報は更新するとして、今度の標本設計については、先ほど事務局から整理していただきましたように、審査メモ、資料2の5ページの真ん中の表2のところです。今回、裾切りの導入を見送る形になりますので、この表の中で影響があるのが、令和2年、2020年3月以降の乙調査の部分ということでした。裾切りの導入の見送りによって、これ以外の部分は影響を受けないので、それ以外の部分に関しては、その母集団情報の変更に伴って、サンプルサイズ等が変更されることは是とする。しかし、その影響を受ける部分、令和2年3月以降の乙調査の部分に関しては、先ほど決めていただきました民間事業者の活用範囲の拡大、郵送・オンライン調査が導入されても、裾切りが見送られることから、この計算はまたきちんとやり直さなければいけない。ただし、きちんとやり直すことになると、次の第4回の部会でそこまで決着できる話にはなりそうにないので、この部分に関しては、先ほど事務局から説明がございましたように、統計委員会等でまた今回の部会の議論とは別にきちんと計算結果を示していただいて決めるという形にしたいと思います。そのような整理でよろしいでしょうか。

それでは、オリジナルの変更計画については修正が必要であることを部会の結論としたいと思います。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

あと、今回の部会で議論されたというか、私自身も非常に気になっていることなのですが、エリア調査をやめてしまうことによって、新設の事業所をどう捉えるのかという問題が、実は、全然解決されていないということになります。

それから、私自身も前々から関心を持っていることなのですが、廃業の事業所の推計等にどのように反映したらよいのかという点は、もう少し改善の余地があるのではないかと考えております。

また、事業所母集団データベースの活用の余地、名簿をずっと固定化するのではなく、最新の事業所母集団データベースを活用するなど、まだまだ、商業動態統計調査の改善の余地は、いろいろなところにあると思います。

そのようなことも、今後の課題で、今まで割合、商業動態統計調査の推計方法はずっと変えないで来ているのですが、そのところも全部踏まえて、今後、経済産業省の方で検討していただくことを指摘する形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なかなか、何をどう審議しているのかが分かりにくかったかもしれませんが、一応それで、前回までに御議論いただいた点に関しては、部会として一応の結論を得たことにしたいと思います。

どうぞ。

○宮川（努）委員 最後の点なのですが、廃業を反映した推計については、今後検討していただくのはいいのですが、エリア調査をやめるとかやらないという、ある種ゼロイチの決断になっています。それは、例えば、どこかで補填の方策とか、そういうことをもう少しサジェスト（示唆）しないと、あまり実りあるというか、今後につながる課題の書き方にならないのかなという印象があったのですが、その点はどのようなのでしょうか。

○西郷部会長 私が思い付くところでは、やはり最新の名簿を使うようにするのが1つ。事業所母集団データベースが、ローリング調査などが入ることによって順次更新されるというのが今後の姿になります。それをどういうタイミングで母集団名簿の方に取り込んでいくのかは難しい問題ではありますが、多分、商業動態統計調査などは、それを是非使っていただきたい調査だと思えるのです。特に小売業は改廃が激しいので。

そうすると、一応、エリア調査はやめるけれども、事業所母集団データベースでローリング調査が導入されて、それが、随時更新されるのだというのが抱き合わせになれば、一応、新規事業所が、それで、完全ではないかもしれないけれど補えられるはずだというような表現はできるかなと思います。

それを検討していただくという形にしますか。エリア調査をやめるかわりに、今後、比較的頻繁に更新が予定されている事業所母集団データベースの取り込みを検討すると。そうすれば一応バランスはとれるかなという感じがします。

○宮川（努）委員 やはり代替的な方法がないと。やめます、それで検討してください、とかいうのは、難しいことがあるので、やはり代替的な方法がある程度サジェストしてお

いた方がよいのではないかとはい思います。

○西郷部会長 分かりました。どうぞ。

○野呂委員 どの部分に関して意見を言わせてもらったらいのか、よく分かっていないのですが、事業所母集団データベースの話もそうですが、サンプリングのためのキー項目と申しますか、例えば、売場面積などがないために、このサンプル設計ができないという説明だったので、事業所母集団データベースの年次フレームを今後どうするのかという問題があると思うのです。同じように、経済センサス-基礎調査でも、ある特定の項目がないために、集めた母集団がサンプル設計に使えないということでした。今回は、経済センサス-活動調査の方なので何とか使えるという説明でした。

今後、商業統計調査は、経済構造実態調査に包摂され、毎年調査になります。ということは、経済構造実態調査が毎年実施され、サンプル設計に使えるのであれば、毎年毎年やるかやらないかは別として、可能性としては商業動態統計調査のサンプル設計を経済構造実態調査の中に包摂された旧商業統計調査で代替できるという理解でよろしいですか。そうした構造がよく分かっていないのですが。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 経済構造実態調査担当でございます。経済構造実態調査は、いわゆる企業調査、企業といった単位を対象とした調査でございます。商業動態統計調査は、いわゆる事業所といった単位を対象とした統計調査でございます。経済構造実態調査では、事業所単位の情報の整備を年次で実施しているわけではございませんので、そのあたりは御容赦いただければと思います。

一方で、先ほど経済センサス-基礎調査であったり、事業所母集団データベースであったりといった御示唆もございました。その中で、商業動態統計調査に必要な、今、申し上げたようなセルフサービスの導入であったり、売場面積であったりといった情報は把握されていないというのが実情でございます。

ただし、その上の分類、小分類、3.5分類というところもありますが、小分類単位であれば情報を持っておりますので、ジャストアイデア（思いついた考え）で恐縮でございますが、年1回、そのような小分類で付いた、例えば100事業所、新設が入るかどうかは分かりませんが、そのようなところに、追加で何かしら、いわゆる商業動態統計調査向けというような細分類を付けるようなデータを聞きに行くといった形で、小分類まで付いているデータベースに付加的に、年1回程度等で情報を追加していくというのは、1つやり方としてはあるのではないかとはい思います。

全国的にはなくても、ある程度の範囲を決めて、その名簿、新規名簿ではないですが、それに対して追加的な情報を把握していく。そのことによって、年1回は、例えば、新規の小売業も含めて名簿が作成できることとなります。あくまでもジャストアイデアで、誰がそれをやるのかであったりとかは何も考えておりませんが、検討の余地という意味では、データベースの活用は、今後、やはり、我々総務省としても広げていきたいということがございますので、そのようなところは、経済産業省とともに、まさに検討していきたいと考えているところでございます。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 追加になりますが、経済産業省

も今後、郵送オンライン化に当たって、いろいろ考えていただけると思うのですが、1つのアイデアとしては、今もありましたように、対象がある程度絞り込めた事業所に対して、必要な情報、売場面積等を往復郵便で聞いて、その情報を付加するといった、一種の準備調査的なことを実施し、名簿情報を増やす、新規の事業所を把握することも必要かと思えます。

といいますのも、現在も雇用保険情報とかで新たな事業所が把握できれば、そこに統計局からはがきで、どういう業態なのかを確認する調査を実施していますので、その延長線上で、何か良いアイデアが出てくれば、そのようなことで名簿の充実を図るということも、1つ考えられるのかなとは思っているところです。

いずれにしても、これは経済産業省だけでは対応し切れない部分もありますので、データベースを管理されている統計局も含めて、連携を図って進めていくということになるのかもしれませんが、しかし、答申でどこまでそれに触れるかというのは、なかなか難しいところかなと考えている次第でございます。

○野呂委員 商業動態統計調査だけの話ではなくなってしまって申し訳ないのですが、今の話になりますと、商業統計調査を今回、経済構造実態調査に包摂して、商業統計調査そのものはなくすのだけれど、今のお話のように、そのことによって今までできたことができなくなるということが、例えばこの商業動態統計調査でも出てくるということなのですが、そうした影響はほかにもあるのではないかと思います。

これは、商業動態統計調査とは関係ないのですが、今回、商業統計調査を経済構造実態調査に包摂して、単独の統計ではなくなることの影響を、全部洗い出されているのでしょうか。

実は、昨日も、経団連の事務局と、商業統計調査が毎年調査になるという話をしていたのですが、負担が増えるにもかかわらず、逆にできないことが結構たくさん出てくるとなると、少し整理が必要な気がいたします。

ひょっとしたら、これは中間年の話だけで、基準年では違うのかもしれませんが、こうした点もできればテークノートしていただくと助かります。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 今の時点で答えられる範囲で申し上げますと、商業統計調査は、いわゆるセンサス中間年に実施しておりましたが、基本的に大規模な統計調査でございました。いわゆる商品分類も、経済センサス-活動調査ですと、上から5品目であったり10品目であったりと絞っているところを、商業統計調査は全ての品目を把握するというところで、かなり大規模な調査として実施していた実状にございます。

前回の経済構造実態調査の審議の際にも、若干話題になりまして、商業統計調査の大規模だったところを、経済センサス-活動調査が何かしら担っていくのではないかといい点です。

商業統計調査のいわゆるユーザーにとってみても、5年に2回、大規模なデータがとれていたのは事実ではありますので、ある程度薄まった情報にはなりますが、毎年、中間年の4年間はきちんと出す。それで5年に1回は、大規模にするかというのは、どこまでの大規模かというのは、もちろん今、経済センサス-活動調査の方で御検討いただいていると

理解しておりますが、商業統計調査でこれまで利活用されていた部分、担っていたものに関しては、経済センサス-活動調査がより一層担うというか、そういうように理解しているところがございます。ある程度、整理は、商業統計調査自体が5年に2回やっていたものが姿を変えたとなっても、役割分担はきちんとできているものと考えております。

○宮川（幸）専門委員 すみません、話がどんどんほかのことになってしまうのですが、重要なポイントと思いますので、一言だけ申し上げさせていただきます。私の認識では、商業統計調査は経済構造実態調査に統合されたのは分かるのですが、内容はそれこそ大きく異なっているわけです。さらに、従来から経済センサス-活動調査と商業統計調査も一部違っていて、やはり商業統計調査でなければ分からないことが結構たくさんあったと思います。

ですから、先ほど野呂委員がおっしゃったように、どんどん、今までできたことができなくなるということが結構発生するのではないかと私も懸念しています。具体的な例で言うと、今、それこそ経済センサス-活動調査の設計で議論されているとは思いますが、例えば、輸入品の割合、仕入れが輸入品なのかとか、販売の輸出品の割合とか、そのようなところを把握するのかどうか。それをとらないと、その識別は全くできないとかいうことが、マクロのマージン額には結構効いてくる可能性もあります。そのようなところは非常に重要だと思うので、とにかく、今まで把握・提供できていたことで、何ができなくなるのかというのをはっきりさせることと、それをどこで担保するかということが重要と思います。細かい調査を経済センサス-活動調査で全部代替するのは難しいのは分かるのですが、それ以外のところで、もしやるのであればどこでやるのかをはっきりさせて、その中で、やはり商業動態統計の役割は何なのかをはっきりさせることが重要なかなと思っています。

以上です。

○西郷部会長 今、経済統計、産業統計は、大きく変わってきているので、それが変わった後でどういう姿になるのかというのを、「見える化」というか、広報の話になると思うのですが、統計委員会できいろいろ考えて、どのように国民の方々に分かりやすく説明していくのかということが重要と思います。

それで、少し話を戻させていただいて、先ほど宮川努委員からいただいた、エリア調査をやめることによって、新規の事業所の把握がどのようになるのかということに関しては、先ほど幾つかアイデアが出ましたが、個々の調査や、あるいは事業所母集団データベースの中身の話に入って、きちんと検討しないとなかなか答えが書けないものだと思います。

ですので、この場でこういう形で補てんというか補完というのを記載しますというのは、私の頭ではちょっと回答ができないので、一旦こちらで引き取らせていただいて、経済産業省、総務省、それから政策統括官室の方と、どのように今後の課題の中に、それを書き込むのがよいのかを検討させていただいて、答申案を諮るときに御検討いただくことでよろしいですか。

ありがとうございます。それでは、これまで話し合ったところに関しては、一応部会としての御結論をいただいたという整理になりますので、今日のもう1つの本題である水準

修正について御議論いただきたいと思います。資料番号2の審査メモの9ページのところになります。

それでは、まず、事務局の方から審査の状況と、前回部会以降で指摘があった質問事項について、説明をお願いします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、資料2の審査メモの9ページ（2）水準の調整についてです。

本調査では、周期的に商業統計調査の結果をベンチマークとして、毎月の調査結果の伸び率により、毎月の商品額の推計を行っていましたが、平成19年商業統計調査以降は、商品販売額の推計結果の水準調整を行っていません。

今回、平成28年経済センサス-活動調査を母集団情報として標本設計を行うことから、平成28年経済センサス-活動調査の結果を基に、本調査の商品販売額の水準を調整することを検討しているとのことですので、検討結果等を確認するため、7つの論点を整理しております。

また、第1回部会以降において水準の調整について説明が求められた御意見も5つほどございました。既にお示ししている論点とも関係する御意見もありますが、そちらについても併せて実施部局に説明を求めています。前回の資料で、その点もお示ししておりますが、本日はお配りしていませんので、5つの点を読み上げさせていただきます。

1つ目は、水準修正とは、経済センサス-活動調査の行われた時点の水準修正を意味するのか、それとも、過去遡及の水準修正を意味するのかという御質問。

2つ目として、平成24年（2012年）の経済センサス-活動調査の結果を用いた水準修正については、公表数値の遡及訂正が与える利用者側への影響を考慮して中止とあるが、それ以外、2002年、2004年、2007年、2014年の商業統計調査実施のときは、どのように公表数値の遡及訂正を行ったのか。また、上記の数値の遡及訂正が行われる利用者側への影響とは、具体的にどういうことを想定したのかという御質問。

3つ目として、平成24年経済センサス-活動調査及び平成28年経済センサス-活動調査と本調査結果、推計結果との差異は、別添6-1のとおり、平成24年経済センサス-活動調査の第4表で見ると、小売業のかい離率が18.3%と高い一方、平成28年の卸売業は27.3%と大きくなっている。したがって、水準修正を実施しないという判断に変わりはないとあるが、全数調査である経済センサス-活動調査の方が真の値に近いと考えられることから、たとえかい離幅が大きくても水準修正を実施すべきではないか。また、水準修正を行わないと、経済センサス-活動調査と商業動態統計調査のかい離幅が蓄積してどんどん大きくなるのではないかという御意見。

4つ目として、前回部会の資料に、経済センサス-活動調査とのかい離の状況を見て判断するが、実施する予定であるとあるが、どういう意味かという御質問。

5つ目として、商業動態統計調査と経済構造実態調査との関係はどう整理されているのか。商業統計調査が経済構造実態調査に組み込まれて毎年実施されるようになるが、その際に経済構造実態調査と商業動態統計調査とのかい離はどのように処理するのかという御質問。

以上5点が寄せられております。

説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、実施者の方から、追加の質問の内容も含めて御説明をお願いします。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 では、資料は経済産業省の説明用資料と、それから今日お配りしています「水準の調整」という資料集を御覧いただきたいと思います。

まず、今回お話しさせていただきたいのは、平成24年の経済センサス-活動調査を含め、平成19年基準以降は水準修正を実施していなかったのですが、今回、平成28年のベンチマークを基に、水準の調整を実施したいと考えております。

説明用の資料3と、資料3の別添の抜粋という、資料集「水準の調整」というものの2つで説明をさせていただきます。

まず、これまで本調査の水準の修正はどのように実施してきたかという御質問について、説明をいたします。

資料1の抜粋、「水準の調整」の方を1枚めくっていただくと、「商動の水準修正とは？」という図がございます。どのように水準修正やってきたかというところです。

A、B、Cと期間を記述させていただいていますが、このCの期間が平成19年の商業統計調査の期間でございます。具体的に言うと、平成18年の4月から平成19年の3月まで、この期間の商業動態統計の販売額の値と商業統計の結果とが一致するようにし、それを過去、2004年の4月まで遡って、累乗根値により修正することを行っていました。

それで、B期間直近の月までは、A期間の最終期であります2007年（平成19年）3月をスタート値として、それ以降は前月値との比を用いて推計しています。

累乗根ということで、この場合は3年間ですので、右下にありますように36か月分の36乗したら α になるよう求め、過去に遡及をして修正をしてきました。

次のページを見ていただきますと、これはイメージ図でございますが、一番右側の2007年（平成19年）で塗り潰してある商業統計の期間対象年、こちらの値が出たところで、その前の平成16年（2004年）に遡り、累乗根によってならして修正しました。

その前も、平成16年から14年の間も、ベンチマークとする商業統計値が出たところで、その都度過去に遡って修正をしてきたのが、今までのやり方でございます。

○宮川（努）委員 ちょっと、クラリファイ（明確にする）・クエスチョンですが、 α というのは、今、御説明になっているCの2007年の3月でのギャップの値なのですか。 α が商業統計とのかい離と言われているのですが、よく分からなかったのは、もともと商業統計は1年間の値なので、2006年度の1年間の値と合うような形で修正をされるということだったのですが、この α は、その商業統計とのかい離は、どの時点のかい離になるのですか。これは1か月でならしたかい離なのですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 年間分です。商業動態統計で言いますと、4月から3月までの1年分を足しあげた1年分の数字と、商業統計については4月から3月でしたので、そちらの値が一致するように、その分のかい離を。

○宮川（努）委員 かい離分は、その1年間のかい離の部分を用いるのですか。2006年度分の商業動態統計の実績値と、商業統計の2007年ですか、2006年から年度の1年間の分のかい離を用いるわけですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 はい。

○宮川（努）委員 そのかい離分を、過去に遡って3年間分で調整すると、こういうことですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 はい、そういうことです。

○宮川（努）委員 はい、分かりました。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 そうしますと、商業動態統計調査は、比推計、比推定というやり方を採用し、前月との比を用いて伸ばしてきているのですが、結果的に、水準修正をすることによって伸び率も変わってしまっている状況でございました。それが今までの状況でございます。

実は、平成24年経済センサス-活動調査が導入されたところで、水準修正は当面行わないとしました。これは、新旧データ接続検討ワーキンググループ（以下「新旧接続ワーキング」という。）の中でも説明をさせていただいたのですが、それが、説明用の資料3の17ページに記載させていただいているものでございます。これが論点（b）で、平成28年度の統計委員会の横断的課題検討部会新旧接続ワーキングにおける本調査の検討状況はどうだったかというところでございます。

この新旧接続ワーキングでは、サンプル替えに伴う新旧データの接続方法やベンチマークの更新に伴う新旧接続について、各統計の状況を整理したものと認識しております。その際に、商業動態統計調査につきましては、当月と前月の販売額の比を用いて推計することで、断層を回避する手法の説明をさせていただきました。

水準修正につきましては、サンプル替えに伴う新旧データの断層を補正する案件ではないというスタンスで、平成24年経済センサス-活動調査以降は、ベンチマークの変更に伴う水準修正を中止すると説明をさせていただきました。

その説明をさせていただきましたものを、次の18ページに、新旧接続ワーキングの議事録の抜粋を記載させていただいております。

枠囲みをしてあります抜粋の中の、第2回の（1）の2つ目のポツのところですが、水準修正について、平成24年経済センサス-活動調査は活用しないのか、今後はどうするのかという御質問がございまして、こちらにつきましては、活用しないと。理由は、平成24年経済センサス-活動調査は、平成16年、平成19年の商業統計と若干調査の手法が異なっている。つまり、平成24年経済センサス-活動調査では、産業細分類が分からない新規事業所について、産業共通調査票を配布しております。このため、平成16年、平成19年の商業統計と産業分類のセルごとの集計対象数に差が生じている。平成26年商業統計も同様に、新規事業所の情報が得られなかったため、平成19年のベンチマークで推計を続けてきたところでございます。

それは、経済センサスの商業の売上高の水準と商業動態統計調査の販売額の水準が一致

しないことを意味するが、当面はそのままにすることかという質問をされておまして、そのとおりということで、今の状況が変わらない状態で、今のところは水準修正をする予定はないという説明をさせていただいております。

次の19ページでございますが、(c)のところ、平成19年商業統計調査以降、水準の調整を行っていない理由は何かというところです。

調査方法の違いにより、平成19年までの商業統計調査と、経済センサス-活動調査とのかい離は解消されていないため、従来型の水準修正は困難であると、経済産業省としては判断しているところでございます。

経済センサス-活動調査とのかい離状況についてですが、こちらは今日お配りしています抜粋版の資料集の「水準の調整」の、右下77ページ、右上に別添6-2と記載されているページを御覧ください。

平成24年経済センサスを使った水準修正を中止した理由ですが、小売業のかい離率が18.3%、これは下の表の点々でaとなっているところでございますが、こちらが18.3%と異様に高くなっています。卸売業についてはマイナス2.8%となっていますが、その原因は、調査方法の変更に伴うものでありまして、これを基に大幅な下方修正をすることは、ユーザーに対する合理的な説明が困難でございます。

一方、平成28年経済センサスの方を見ますと、小売業のかい離率は1.9%で、縮小はしていますが、卸売業についてはマイナス27.3%、これは下の表の点々でbとなっているところですが、こちらも大きくなっている。

つまり、平成24年の中止理由も、平成28年についても、かい離は生じており、過去に遡っての水準の修正は、断層が生じているため、適当ではないと考えているところです。

仮に水準修正を実行した場合、どのような状況になるかというのを簡便にシミュレーションしたものが、次の資料別添6-3、79ページ目以降になります。

これらは業種別になっておりますので、卸売業計、小売業計で見たらどうかというところを御覧いただければと思いますので、右下の資料90-2、別添6-3の追加のグラフを御覧ください。これが、仮にシミュレーションしたらどうかというものです。

グラフの説明をさせていただきますと、棒線のところは現行の額です。あと修正後の額というのが並んで表示されています。折れ線グラフの方が、緑色の実線が現行の率で、紫色の点線が修正後の率ということです。それから、グラフの下のところは黒く塗りつぶしてあるものがございます。これが、符号が逆転、プラスマイナスが逆転した場合のケースです。卸売業計、小売業計で見ますと、かなりの逆転も見られますし、例えば、小売業で見ますと、伸び率を見ましても、実線と点線で違和感のある動きが見られるところです。

前回の水準修正について、平成19年にも水準修正をしているのですが、そのときの結果がどうなっているかを示したのが、資料集の右下91ページの統計表です。平成19年センサスによる水準修正前後の差を、修正後と修正前で一覧にしたもので、かなり実数なり伸びに修正が入っている状況になっております。

平成19年以前はどのように水準修正したのかを示してあるのが、資料集の右下93ページ、別添6-5でございますが、こちらは、上のグラフが額でございまして、下のグラフが伸

び率でございますが、93ページは商業計になっていまして、94ページが卸売業計、95ページが小売業計で、伸び率を見るとこのようなかい離状況になっているということでございます。

資料3の方に戻っていただきまして、19ページを御覧ください。

論点bの(a)、今回の水準の調整方法についてです。

平成28年経済センサス-活動調査と本調査の調査結果、推計結果との間には、どの程度のかい離が生じているかでございますが、これについては、資料集の77ページ、別添6-2を御覧ください。

前後して申し訳ございませんが、先ほど見ていただいた別添6-2という資料のとおりでして、平成24年の小売業のかい離は18.3%、卸売業は平成28年で見ますと27.3%の差異が生じているという状況でございます。

次に、説明用資料の資料3の20ページ、(b)で、今回、本調査の水準の調整をどのような方法で実施することを検討しているかでございます。

従来型の水準修正は、先ほど申し上げましたように、伸び率も額も大きく変わりますし、新たな手法を用いた平成24年の経済センサス-活動調査をベンチマークとして、従来の方法でつなげていくことは困難であると考えております。先般行われました新旧接続ワーキングの結論であります、望ましい接続の方法としまして、①母集団情報の変更に伴う更新については、全数調査などベンチマークとなるものが存在する場合、それを利用して数値を確定するということ。②その際、過去値の遡及改訂により、新旧ベンチマークに起因する断層を解消する。滑らかに接続することが望ましいと。③遡及改訂の内容です。遡及改訂を見送る場合は、その理由を対外公表するなどが挙げられていまして、これとの関係も考えて検討したところです。

水準修正に替わるベンチマーク変更方式を今回考えておりまして、この新たな方法としましては、資料集の右下96ページ、別添6-6がありますので、こちらのイメージ図を御覧いただきたいと思っております。

上の図が、従来型の水準修正の方式で、商業統計調査が行われるたびに、過去に遡って累乗根の計算をし直して、数値及び伸び率の修正をしてきた方法です。これを、下の図の方ですが、新しい水準の調整方式、仮にベンチマーク変更方式といいますが、手法としましては、まず、平成27年の実績値である平成28年経済センサス-活動調査の値をベンチマークとしまして、商業動態統計調査の実績値とセンサスが一致するように合わせまして、過去に遡及しての修正は行わない形で、平成28年をベンチマークとして、その値をスタート値とし、1月から比推計の再計算を行い、令和2年の2月値を得た以降、リンク係数と共に公表していくことを考えております。

この図の中では、令和2年のところに②、③とありますが、断層についてはリンク係数で処理することを考えております。裾切りを前提で考えておりましたが、裾切りをしないこととなりますので、リンク係数を処理する図は少し異なることとなりますが、今後は経済センサス-活動調査があるたびに、経済センサス-活動調査にベンチマークを合わせてスタート値も変え、修正もしていきたいと考えているところでございます。

資料集の97ページ、別添6-7でございますが、従来型と今回行おうとしています変更方式の違いでございます。まず、従来型は過去修正がございました。伸び率についても過去修正がありました。今後は、過去修正はせず、ベンチマークと断層が生じたところについてはリンク係数で処理をすることを考えているところでございます。

次に、ベンチマークとしてどのような値を使うのかというところです。資料集の98ページでございます。経済センサス-活動調査、商業の産業別統計表の中に、いろいろな商業の値がございまして、第1表が細分類まで格付できないベースの表ですが、第4表は細分類まで格付できるベースでございます。

今考えていますのは、第4表の格付できるベースの構造を使って、その値を案分して、第1表の商業で再分類できない格付部分も含めたベースのもので、スタート値として伸ばしていきたいと考えているところでございます。

資料の99ページ以降については、第1表と第4表の違いについて説明しているもので、なぜ第1表を用いて伸ばすのかとか、第1表と第4表との構成比の比較について、資料の103ページ、別添6-9で示させていただいています。

第1表、第4表で、確かに第1表では格付できないところもあるのですが、細かく構成比などを見ていきますと、大きく構成比が変わっているわけではありません。右下106ページ以降のグラフで見ますと、構成比で見ると大きく第1表、第4表は変わっていないので、第4表の構成比を用いて、商業のマックスの値であります第1表の水準に合わせていきたいというのが、現在考えているところでございます。

それを行った場合にどうかというところは、資料集の右下114ページ、別添6-10でございます。どういうベンチマーク値が適切かという点を記載しています。商業動態統計調査のやり方としまして、アイウエオというように5つのパターンを示させていただいています。まず、商業動態統計の構成比、今の平成19年の構成比で内訳業種別に案分をして、第1表を使って伸ばしていくという方法がアでございます。イの方法は、第4表の構成比で内訳業種規模に案分をするという、今考えている伸ばし方でございます。ウの方法は、商業動態統計の平成19年の構成比で、内訳規模別に案分をして第1表で伸ばすという方法。エの方法は、第4表の構成比でそのまま案分する方法。オの方法は、第4表だけを使って第4表の構成比で伸ばしていくという方法でございます。今考えていますのはイですが、第4表の構成比の内訳規模を使って、第1表の値で伸ばしていく、スタート値とすることを考えているところでございます。

次に、115ページ、別添6-11でございます。ベンチマーク変更後の比推計の再計算を試算したものがこちらでございます。121の2ページで商業計、卸売業計、小売業計という計のグラフをつけ加えさせていただいていますが、額としては断層ができますが、伸び率ではほぼ同じようになっています。額についてはリンク係数で処理をしたいと考えているところでございます。

この方法によって、先ほど申し上げました新旧接続ワーキングの中で示されました、過去の遡及の改訂というのは行わないものの、リンク係数処理をすることによって、前年同月比については断層を解消し、滑らかに接続できると考えております。

また、手法につきましては、ホームページで一般の方が見ても分かるように公表していきたいと考えているところでございます。

説明用の資料3の21ページ、最後のページでございますが、これまで水準修正が困難としていた要因については解消されたのかという点でございます。

これは一覧の表にさせていただきましたが、超長期の過去修正については、今回は過去修正しない。それから、前年同月比の動きの変化、前年比の動きについての逆転ですが、そもそも過去修正をしないので、向きの逆転を考慮する必要はありません。

それから、機械的な修正であるため、修正前後の差分の理由の合理的な説明がつかず、ユーザーを混乱させるのではないかという点でございますが、センサスとのかい離については断層処理するという分かりやすい説明になることと、今回は裾切りをしないのですが、断層処理としてリンク係数で処理をさせていただきたいと考えております。

最後でございますが、bの(d)の点でございますが、水準修正の方法を変更した場合、今後、経済センサス-活動調査に合わせて実施することになるのかということですが、「かい離の状況を見て判断するが」という、回りくどい言い方をしてしまいましたが、今後は、経済センサス-活動調査に合わせて実施していくことで考えております。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

時間が12時までではあるのですが、かなりたくさん議論が出るのではないかと予想されるので、まずは、御意見ではなくて、先ほどのクラリファイ・クエスチョンですか、この説明がよく分からなかったのもう少し詳しく説明してほしいという、今の御説明の内容に関する質問を先にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○宮川（努）委員 確かに、もう1回確認なのですが、シミュレーションされて逆転ということを見られているのですが、この逆転というのは対前年同月比か何かの逆転ですよね。前期比とかではなくて、過去にベンチマークを修正して上げた場合に、過去の水準が上がってしまって、その後からずっと前期比で水準を伸ばしてしまったときに、前年同月比を、ある月をとったときにプラスだったものが、もしかしたらかさ上げされて、前年同月比がマイナスになってしまう可能性があるものを、ここで数え上げていると考えてよろしいですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 はい。かさ上げというところもございませし、伸び率も変えていますので、そこで前年同月比ベースで見ると、プラスとマイナスの符号が逆転しているということでございます。

○宮川（努）委員 分かりました。

○西郷部会長 それでは、御意見も踏まえた御質問等もいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

特に野呂委員は事前にたくさん御質問いただいているので、もしよろしければ口火を切ってください。

○野呂委員 十分理解できていなくて申し訳ないのですが、今回、水準調整を困難とした

一番大きな理由は、長期間にわたり累積したギャップの実額の幅が大きいため、水準調整をするとあまりにも影響が大きいためと理解したわけですが。そのことと、資料3の21ページの最後のbのところ、今後につきましては、かい離の状況を見てということで、かい離状況が大きいため、ギャップが出て水準調整をせずに、ある意味で放っておいて、小さければ過去の遡及改訂をする計画であると、そういう理解でよろしいですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 今回、水準修正をしてこなかったのは、平成19年の商業統計調査と平成24年の経済センサス-活動調査の調査手法が異なっていたので断層が生じたということでごさいます。

過去に遡って遡及をするというところが、どうしても平成19年と平成24年のところの動きがおかしいところをごさいますので、過去に遡って修正はしないということです。

ただ、平成24年の経済センサス-活動調査以降を見ますと、調査方法は変わっていないため、今後については、過去に遡って伸び率を変える水準修正は止めて、ベンチマークに合わせて販売額の水準を変えていくことを、今、考えているところです。

○北村委員 今の点に関連してですが、前回の商業動態統計調査の答申は、平成26年の5月23日に、当時の廣松部会長と、西郷委員と私で審議し答申したのですが、そのときの承認を求める変更事項で、母集団情報を平成19年商業統計調査から平成24年経済センサス-活動調査に変更する計画である。そういうことなら適当であるというような議論をしました。もちろん、そのときは平成24年の経済センサス-活動調査を全面的に使って、水準も変えるものと理解していたのです。今の資料3の最後の論点のところですが、状況を見て判断するという事なので、この水準の変更は必要的付議事項ではないので、経済産業省で勝手に調整できることだと判断して、調整するかどうかはそのときのデータを見て決めるのだということでもいいのかどうか。

要するに、我々は廣松部会長とともに前回議論したときに、平成24年経済センサス-活動調査に基づいて統計調査を行うという話をしていたが、その後どうしたかという説明を聞いていないと思うのです。議論をきちんとしていないと思いますし、そのときに使わないという判断の議論もした覚えがないので、そこについてどういう扱いになったのかということをもう1回確認したいと思います。

そうしないと、今度また経済センサス-活動調査に基づいてやると言っていて、やっぱり違ったのでやめましたということを繰り返すのではないかと心配があるので、そこについてきちんと説明してほしいです。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 すみません、その経緯のところまで調べておりませんで、平成24年の経済センサス-活動調査でやらなかったというところまでしか把握しておりません。

○北村委員 やると記載してあるのにやらなかったと私は理解しているのですが、それはそれでいいのですか。諮問の答申に記載されていることなのですが。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 母集団を変えるという変更申請はしていますが、水準修正をするというところは申請事項にはなっていないかと思ひます。

○北村委員 それは申請事項にはなっていないので、勝手に変えますということでもいいのですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 この水準修正と呼ばれるものについては、調査計画上の集計事項に明確に位置付けられているわけではございませんので、そういう意味では計画と異なっているのか異なっていないのか、分からない状況でございます。

ただし、昨今の統計を取り巻く御議論を聞いていけば、当然、どういう形でやるのかとか、情報提供等の充実を図って透明性を確保していくということは、基本的にどういう取組であっても基本的なスタンスとして必要なのだろうと考えている次第です。

○北村委員 平成19年から水準調整を行わないという理由、幾つか平成24年のときに調整しないという理由が縷々述べられていた後で、資料3の21ページでは、今後は調整することなのですが、その問題が解決されているのかどうかというのは、また今、説明としては十分ではなかったと思うので、そこについてもう1回。

要するに、統計がとれないので調整できませんでしたと説明があったと思うのですが、何年かセンサスが繰り返されてきたので、それがとれるようになったと理解するのか、それとも、今後は新旧接続ワーキングの話もあったので、ベンチマークはきちんと決めて、新しいセンサス情報が入るたびにそれで変えていくという方針に変更しますということなのか、もう少し説明してください。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 委員が御指摘のとおり、今までは断層があったのでやっておりませんでした。今後は経済センサス-活動調査ごとに変えていきたいと考えております。

それで、今どういう状況かという、平成19年の産業構造で伸ばしている状況でございますので、さすがにかい離がどんどん大きくなっている、もともとのスタート値が古いということもございますので、そこはベンチマークに合わせて変えて、今後は、過去には遡及しないという形にはなりますが、ベンチマークが変わる度に修正をしていきたいと考えております。

○北村委員 基本的には、商業動態統計調査なので、ダイナミックに変わるものを捉えていくべきなので、継続サンプルみたいなものをずっと追いつけるというか、断層ができるから昔のまま維持しますといったら、昔選んできたサンプルがそのまま、その構造がそのまま残っているような統計になってしまう。やろうとしていることが調査で本当にもともとやらなくてはいけないこととの間にギャップが生じていると思うので、今おっしゃったように、センサスごとに変えて、多少ギャップが出たとしてもそれを含んだ形でやるというのは正しい姿だと思うし、そのように変えていただけるならそれでいいと思います。一方で、平成19年のときに、なぜ調整をずっと伸ばしてきたかというのは、やはりはっきりさせていただきたいというところはあります。

○宮川（努）委員 北村委員の御質問に関連して、やはり分からない点というか、説明が説得的でない点が幾つかあると思うのです。

1つは、平成24年も平成26年もやらなかったことについて、ギャップが異常に大きいと

いう、その、大きいということについての基準は、では10%だったらやったのかとか、その辺をどう考えておられるのか。つまり、非常に恣意的な判断だと思わざるを得ない。その点、きちんと判断のルールが必要ではないか。

恐らくずっと、商業動態統計調査の前月比で伸ばしてきて、急に前年同月比で逆転するからという理由で、それを判断の根拠にするのは、ではその逆転が幾つだったらいいのだということになる。

それから、先ほど北村委員がおっしゃったように、平成24年の経済センサスは使わなかったことになると、総額としての平成24年の経済センサスに対する信頼性をどう考えているのかということにもつながってくるわけです。

今度の場合は、やりますということなのですが、今までは、平成19年までは、ある種のダブルベンチマークみたいなことをやられていたわけですよ。つまり、過去のベンチマークと現在のベンチマークをつなぐ形で伸び率を補正されていたということなのですが、今回は、過去のベンチマークはもう使いませんと。ずっと過去はそのまま伸び率を逆に流されている。そうすると、恐らくまた平成24年とか、今度は平成19年のベンチマークとも総額が違ってくることになると思うのですが、そういうことをとる判断というか、いろいろな判断をされていると思うのですが、一体何を重視して、商業動態統計調査としてどの情報が一番大切だから、この系列を連続して接続させているかというのが、今までの説明だと二転三転するみたいで、よく分からないのです。

そうすると、やはり何らかの形で、ユーザーにとっても、この情報だけではずっと長い期間とっても変わりませんというルールみたいなものがないと、やはり説得的でないのではないかという印象を持ちました。

○西郷部会長 多分、今、北村委員と宮川努委員に出していただいた問題点は3つぐらいあって、1つは、前回というか、前に商業動態統計調査の変更したときに、部会として納得したこととか結論したことと、今回、水準修正をやってこなかったこととがどのように整合させるのかということについて、一度整理をしてほしいというのが1点あったと思います。

あともう1つは、ベンチマークの信頼性ということだと思うのです。つまり、水準修正をする、ないしは今回提案していただいた水準調整をするという話の根拠というのは、センサスは非常に正確である。だからそれに合わせに行くのだというのが基本的な思想としてあると思うのですが、今回、この従来水準修正を見送ったことの根拠の1つが、そのベンチマーク自体が、本当に合わせに行くべきものなのかどうかというところの判断によっているわけです。それで、今回は合わせない方がよいのではないかという判断が働いて、水準修正が見送られてきたというところがあると思うのです。宮川努委員の御意見は、そのベンチマークの信頼性を判断する根拠は一体何なのでしょうかと。それが明文化されていないと、実施者の、少し強い言葉で言えば恣意性に委ねられてしまうような形になるので、もう少しルールがあってしかるべきなのではないのかと。暗黙のうちにでもいいからルールがあるのであれば、どんな判断基準でベンチマークの信頼性を判断したのかを教えてほしいというのが、多分、宮川努委員の2番目の点。

3番目は、ベンチマークにおけるギャップというか、かい離の修正をどう考えていくかということなのですが、今までは、2点方式と宮川努委員がおっしゃっていたように、きちんとしたセンサスがあるのだという前提のもとに、その間にかい離があるとすれば、きちんと2点あるベンチマークに合わせるように修正するのが妥当であろうというのが、今までのやり方だったと思うのです。今後はそういう形ではなくて、直近のセンサスに合わせるような形で修正をしていくと。

そうすると、やはり修正のやり方というか、判断というか考え方というか、そういうものが今までとは大分違うような形にはなるので、なぜそれを変えてよいのかということの説明は一応必要だろうと。

ただ、これに関しては、北村委員が座長をなさって整理していただいた新旧接続ワーキングのところで、ある程度整理が行われているので、多分、こういうことですよという説明はきちんとされているし、そのやり方がよいのだという説明はできると思うのですが、2番目の点はかなり難しいのかなという印象は持っています。

○北村委員 今回の諮問のここでの論点として、水準の調整について挙げていただいたのですが、これはメインの話ではないということであれば、今までの、前回の廣松部会長のときは、水準の調整について本当に詳しく議論した覚えがないので、それはお任せしますという形になっているのだとすると、やはり困ると思います。きちんと統計委員会で議論して、どうやって調整するのか、宮川委員がおっしゃったようなことも含めて、何らかの基準をみんなが納得する形で提示していただいて、それを統計委員会で了解を得た形に変えていただかないと、ここは諮問でグレーゾーンなので、実施者で勝手に決めますということが残ってしまうと、また同じようなことが繰り返されるリスクをやはり感じてしまうので、そこはきちんと議論していただきたいと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 グレーゾーンと申しますか、統計法上規定されているのが集計事項ということで、集計の方法まで事細かに規定するという今の法律の建付けになってはいないというところがあるかと思います。

一方で、調査統計によらず、多分、指数とかの関係でも、通常、やり方を変えたり変えなかったり、そのときには広くパブリックコメントをかけたり、確か日銀などはそうやっておられたと思いますが、そのようなことでいろいろな意見を聞いて透明性を高め、また、先ほど来、出ていましたように恣意的にということを少しでも牽制できるようにということも必要なのかなと思います。

念のためにお聞きしますが、この水準修正については、そのような手続とかは特に講じておられないという理解でよろしいのですか。

あと、もう1つあるのは、私はそもそもこの資料1の97ページにあるように、今回、やり方が全然違うもの、従来型の水準修正とは違うもの、これが本当に、このベンチマーク変更方式、案とか仮称とか記載してありますが、ここまで従来のパターンと違うものを、同じように水準修正と言って一括りにしていいのだろうかという気がします。かえって利用者の方に、水準修正という言葉を使うと、今までしていたのに何で過去の遡及がとか、そういうことまでなってしまう。まさにこれは、水準修正する、しないというよりも、や

り方を変えますというものなのかなと思います。

それで、なおさらのこと、そういうことであれば広く意見を募集する、裾切りのところでもあったように、いろいろな有識者の方の御意見を踏まえて、こういうようにやるみたいなことを決めていくというのが必要ではないでしょうか。

すみません、個人的な部分も含めて。

○宮川（努）委員 想像なのですが、もう少し過去を見ないと私も分からないのですが、106ページのセンサス第1表、卸売業販売額の推移を見せていただいていると、いわゆる平成19年までやれたのは、割と右肩上がりであって上がっていたからではないですかね。それで、従来型のやり方がある程度安定的であった、ところが、平成24年とかは、世界金融危機が間に挟まって大きく落ちて、今までの数字が通用しなくなったという、実態経済のいろいろな問題があって、これまでのやり方がうまくはまらなくなったというか、大きくマイナスになっているわけですよ、全体としても。

いや、それが本当なのかどうか分からないのですが、だから、プラスだったらうまくつなげたような、これまでどおりやられた問題が、マイナスだとうまく解釈できなくなってしまうというようなことがあったのかどうか、その辺がよく分からないのですが。

それで、平成28年ぐらいになると安定的に増えてきているというのがまたあるのですが、そういうことだとすると、もう少し、経済の動向に左右されないような考え方というか、もしそうだとするとですけど、そういう点も本当に踏まえて考えておられるのかどうかという点も、少しお調べいただくとありがたいなと思いますけれども。

○宮川（幸）専門委員 今の流れを伺っていると、もう1回再検討という感じになりそうな雰囲気ではあるのですが、その中で、私も今お話に出たような、同じように気になっていた部分なので言わせていただきます。資料3の19ページに、今回、水準修正を平成24年経済センサスでやらなかった理由として、調査方法の変更に伴うものによってかい離が異常に高かったことが記載してあって、一方でその下の方に、平成28年にも同じ問題が成り立つと記載してあります。

しかし、平成24年と28年でいうならば、もちろん細かい部分の調査方法は異なっているとは思いますが、基本的な枠組みはそんなに、商業統計とセンサスほどの違いはないと思います。そういう中で、卸売業と小売業が入替わったというような話もある時点で、これは調査方法の問題なのか、果たして何の問題なのか。

これは、商業動態統計調査だけの問題ではなくて、もしかしたら、それこそセンサスの信頼性にも係ることなのかもしれないのですが、いずれにしても、調査方法の変更によってこうなりましたというように片付けてしまってよいのだろうかというのは、非常に気になることです。これは新たに提案されている方法に関しても、同じ問題はやはり残ることだと、今までの議論もそういうことかと思うのですが。

それで、例えば、新たな方法でいうならば、この感じで見ると限りは、マクロの、新たな方法で水準修正をやるときに、平成24年と28年のベンチマークでやるときを同じ時期で比較したら、卸売業と小売業のウェイトが全然違ってしまうので、成長率とかも、商業全体の成長率という意味では結構変わる可能性があるのではないかということを見ると、果

たしてベンチマークが変わると、大きくマクロの成長率が変わってしまうということよいのだろうかということは、今後検討されるのであれば、是非、そこはしっかりと、どういう原因でこれが起こるのかをはっきりさせた方がよいと思います。あともう1点気になるところとしては、経済センサスですと、売上高未記入分というのが結構発生しているというお話をよく伺うわけですが。実際、従業者数だけが載っている事業所数と、売上まで集計している事業所数は一致していません。

そのときに、売上高未記入の発生確率が産業別に同じならよいのですが、仮に、業種別とか規模別にそれが一貫して何か傾向がある、特定の業種では多いとかいうことになってくると、やはりこれも、集計のウェイトが大きく変わってくる。それを考慮したときとしないとき、未記入分を考慮していればこんな成長率だったのに、それを、現行ではしないわけですが、しない場合は成長率が違ってしまうことも起こるのではないかという気もするのです。

そういう意味では、未記入分をどう扱うかというのは、もちろんそれは難しい問題ではありますが、少なくとも業種ごと、産業ごとあるいは規模ごとに、未記入の発生率がどのくらい違うのかとか、傾向があるのかということ、少なくともチェックはしておくようなことも必要なのではないかと。

商業でいうと、従業者数が分かっている事業所数と、売上額が未記入の事業所数も考慮した方がよいのではないかと考えております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見等ございますか。

多分、今すぐに回答が出てくるというような問題ではありませんし、ただ今、いろいろ御指摘いただいた点を踏まえて、それでも水準修正をやるとして、水準修正とか、あとベンチマークの考え方ですね、ベンチマークの信頼性というのをどのように測るのかということ結構大きな問題だと思います。水準修正に関しては諮問の事項ではないということなのですが、どのようにやっていくのかに関しては、きちんと決めていかなければいけないという面もあります。多分、今、ここであと10分ぐらいかけて議論して結論が出るというようなものではないので、まずは、北村委員が何度か御指摘になっていた前回の部会で決めたことに対応して、今回どうなのかということ、整理をつけておいた方がよいと思うので、次回の部会でそれはやらせていただきたいと思います。

それから、水準修正、ベンチマークの信頼性や、今、宮川幸三専門委員の方から御指摘いただいた未回答の処理とかそういうものまで含めて、水準修正の考え方そのもの。あと宮川努委員からも、今までのやり方と今後のやり方とで大分違うと。先ほど、両方とも同じ言葉遣いということだったのですが、一応言葉遣いを変えてあるようで、今までは「水準修正」と言っていたのを、今度は「水準調整」というように、非常に微妙なものではあるけれど、一応字は変えてあるわけです。

なので、水準修正という考え方から水準調整という考え方に変えることについても、やはり何らかの整理というか、今まではこうだったから、今後は、例えば、先ほど宮川努委

員がおっしゃっていた、右上がりの経済だったときにはそのように修正するのがよかったけれど、それが下がったときにどうか。あとはやはり、今まで商業統計単体で行われていたことが多かったのですが、経済センサスなどが実施されることによって同時実施など、センサスの行われ方自体も大分変わってきているという面が、私は大きいと思うのです。なので、実施部局の方も、どこのセンサスをベンチマークとすべきかに関して、かなり慎重というか、よく言えば慎重であるし、悪く言えば不安があったので、平成19年のところで固定したりとか、そういう対応をしてきたということだと思っております。やはりそれも、何らかの外形的な基準があって、こういう考え方で今回はそのベンチマークを据え置くことにしましたとか、何かそういう説明がないと、恣意的と言われてもしょうがないかなという感じもします。なので、何かそういう基準を考えていく、そういうことを将来的な課題にして御検討いただく。先ほどのパブリックコメントというのも、検討するための1つのやり方だとは思いますが、そのような形で、外部の知恵も入れて検討いただくというようにしかならないかなと思っております。

宮川委員、どうぞ。

○宮川（努）委員 これは、第3次産業活動指数にも使っているのですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 そうです。

○宮川（努）委員 そうすると、第3次産業活動指数だと、特に今回の方法だと、伸び率が変わらないから問題がない。でも前回だと、ダブルベンチマークだと、第3次産業活動指数は、過去に遡及して変わっていたということですか。もし平成19年のときに変えて、36か月で調整すると前期比も変わってしまいますよね。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 商業動態統計の前期比は変わるのですが、第3次産業活動指数の方でそれを取り入れていたかどうかは、そこまで分かりません。

○宮川（努）委員 それはすごいことですね、割と。月次の景気判断とか、随分変わってきますよね。前回の方は。

今回は、逆に言うと、もう過去の前期比は変わらないから。でも、そうすると、ウエートが変わることになりますよね。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 ベンチマークを変えればウエートも変わります。

○宮川（努）委員 変わりますし、過去の方のウエートも変わってきますよね、多分。例えば、上がったやつをかさ上げたまま過去へ遡及していくわけですから、第3次産業という全体のことにしていけば、その分、商業の部分が大きかったり、逆に言えば小さくなったりすることで、第3次産業活動指数のウエートが変わってくる。結構商業は大きいと思うのですが、変わってくる可能性はあるわけですね。その辺はどう考えておられるのですか。

○西郷部会長 多分、担当部局が違うと。

○宮川（努）委員 いや、担当部局が違って、一応ユーザーだから。

○西郷部会長 ただ、第3次産業活動指数に関しては、どうですかね、私は遡及したとい

う話は聞いたことがないような気がします。私もあやふやですけども。あまり、遡及改訂が行われて、それによって何か景気判断が変わったというような話は聞いたことがないので。

○宮川（努）委員 生産指数とかはリンクしているのですよね。リンク係数で変えていきますよね。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 わかりません。申し訳ありません。

○宮川（努）委員 つまり、ユーザー側にとって大きな変更をもたらす水準調整がどう変わっていくのかということまできちんと見ておかないと、ここを変えるといても、波及のところが。しかも同じ経済産業省のところでもあるわけですから。それで過去の判断が変わってくる可能性もありますので、もともと諮問のときにこのように使われていますと言われているわけですから、そこへの波及効果はチェックをされる必要があるのではないかと思います。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 先ほど宮川委員から、何を優先するのかというお話がありましたが、商業動態統計調査は、販売額の伸び率を優先してしまっていて、QEでも伸び率を使っておられますし、そこは変えたくないというのが一番優先かと思っております。

ですから、恐らく第3次産業活動指数も使っているとしたら、伸び率、額ではないかと思しますので、そこは変えたくない。伸び率は変えない形でベンチマークを変えていくということを考えたいと思っております。

○宮川（努）委員 ただ、さっき言ったようにウエートが変わってきますので。水準が変われば。

○西郷部会長 では、第3次産業活動指数で、商業動態統計の水準修正に伴って、過去のように、第3次産業活動指数の方で対応していたかというのを調べていただいて、次回、御報告いただいてよろしいですか。

どうぞ。

○野呂委員 事務局に御相談といいますか、そもそも水準修正なり遡及改訂が、統計委員会の諮問事項であるかどうかはグレーゾーンであるようなお話もあったのですが、それはさすがに、昨今のいろいろな場の議論や意見を聞いてもまずいかなと思います。水準修正や遡及改定の問題について、統計委員会がどこまでかかわって議論していくかは、一定程度メルクマールが欲しいと思います。

そのときに、せっかく新旧接続ワーキングの結果で、遡及改訂も含めて明確なルールが出ているので、普通に考えたら、基本的には、新旧接続ワーキングの結論がなかった過去の分はともかくとしまして、今後の分については、新旧接続ワーキングの結果にのっとる。そうではないときは、やむを得ない事情を述べながらやっていくという、そういう整理になるのではないかと思います。そのあたりがはっきりしないというのは、どうかと思います。

○西郷部会長 多分、御提案は、今、野呂委員がおっしゃったとおりで、今までは新旧接

続ワーキングの結論というのがない状態で来たわけですが、今後は一定の見解が示されたので、それに沿ってベンチマークなどの調整というのはしていくと、そうしていきたいというお話だったとは思いますが。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 繰り返しになりますが、この水準調整、修正、どちらかという話ですが、これについては、直ちに必要的付議事項と言われている、統計委員会として意思表示といいますか、明確なお答えをいただいて、それに沿って対応してもらおうというものでないということは御理解いただきたいと思えます。

ただ、今後、それこそ利用者の方のことを考えても影響の大きい話ですので、今後どういう形で経済産業省が進めるべきなのかというような御意見を取りまとめてお示しいただくということになろうかなと思えます。

良い悪いという話ではなくて、こういうところに留意して進める必要があるのだということは、何らかの形で取りまとめていただくということになろうかと思えますが、そのあたり、部会長とも相談させていただいて、もう少し整理したいと思えます。

○宮川（努）委員 追加的になるのですが、先ほどの件でいえば、政策部局の方は御存じないかもしれませんが、一応、法改正で、経済産業省として統計全般を見るという、統計幹事でしたか、そういう方を一応置いて、各部局だけではなくて、統計のつながりや、EBPMの考え方のようなものはスムーズにいくように制度を改正しているわけですから、そのところは、その新たな制度にのっとして議論をし、またお調べいただきたいと思えます。それだけです。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

直接の諮問事項ではないということなのですが、統計数値そのものに係ることなので、やはり統計委員会がそれに対して責任を持つというのが筋だと思うのです。ですので、水準修正の過去の在り方、今後の在り方についても、一応ルールというものを今後検討していただいて、透明性を確保しながら、将来的に、これまでのことはこのように整理して、ここから先のことはこのように整理して、恐らくは新旧接続ワーキングの結論に従いながら、ベンチマーク更新などのときの対応というのは決まっていくことになると思うのですが、それも含めて、今後の課題に記載するような格好で進めさせていただければと思えますが、それでよろしいですか。

どうもありがとうございます。ちょうど予定しておりました12時が近づいておりますので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

第4回の部会では、今日幾つか宿題が出されたわけですが、それに対する御回答を確認した上で、ビッグデータを活用した商業動態統計調査の実施状況について御報告を受けた後で、答申案についてお諮りしたいと思っております。

なお、本日の部会審議の内容に関しましては、追加の御質問等がございましたら、大変時間が短くて恐縮ですが、6月11日、火曜日になりますが、18時までに事務局まで電子メール等によって御連絡いただければ幸いです。

また、本日の審議内容に関しましては、6月下旬に開催予定の統計委員会で、私から報

告をさせていただきます。

それでは、次回の部会につきまして、事務局から御連絡をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会でございますが、6月14日の午後2時からになります。場所はこちらと同じ総務省第2庁舎3階第1会議室で開催いたします。

先ほど部会長からもお話がございましたが、お気付きの点、追加の御質問等ございましたら、資料の準備の関係もございますので、6月11日をめぐりにメールにより事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。

また、本日の配布資料につきましては、基本的には次回の部会においても使うことを予定しております。可能な限り御持参いただけると助かります。

最後に、本日の部会の結果概要につきましては、事務局で作成してメールにて御照会いたします。こちらにつきましても御確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

本日の部会はこれにて終了といたします。次回以降の部会もよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以 上